事務連絡

令和２ 年 ３ 月 10 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局) 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資

金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和２年２月 21 日付事務連絡「新型コ

ロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のと

おり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能

停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優

遇措置を講じた融資(以下「優遇融資」という。)を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行うことと

なりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、

管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますよ

うお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等につきましては、(別紙)下部に記載の「(参考２)独

立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知く

ださい。【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111(内線 2866)

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資の概要　(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。



○経営資金

|  | 通常の融資 |
| --- | --- |
| 融資率 | 70～80％ |
| 償還期間(据置期間) | １年以上３年以内(６か月以内) |
| 貸付利率(令和 2 年 3 月 10日現在) | 0.802％ |
| 貸付金の限度額 | 経営に必要な資金 |

| 従来の優遇融資 |  | 本件による優遇融資の更なる拡充 |
| --- | --- | --- |
| 70～80％ | 100％ |
| 10 年以内(１年以内) | 10 年以内(５年以内) |
| 0.200％ | «当初５年間»・3,000 万円まで：無利子・3,000 万円超の部分は 0.200％«６年目以降»0.200％ |
| 経営に必要な資金 | 経営に必要な資金(貸付金額 6,000 万円までは無担保で融資が可能) |

(※)既往貸付金については、最大６か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

融資の相談につきましては、(参考２)独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(参考１)独立行政法人福祉医療機構 ホームページ<https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考２)独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

［融資相談］福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係( TEL:03-3438-9298 ) ＮＰＯリソースセンター ＮＰＯ支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

［返済相談］顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)

福祉貸付問合せフォーム：

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/>